



2025年11月28日

各位

会社名 株式会社D&Mカンパニー  
代表者名 代表取締役社長 松下明義  
(コード番号: 189A 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役管理部長 南浦佳孝  
兼経営企画部長  
TEL. 06-6456-7036

**第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債  
第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2025年11月12日開催の取締役会において決議いたしましたマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、社債部分を「本社債」といいます。）及び、第6回新株予約権、第7回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額の総額195,259,000円の払込が完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年11月12日に公表いたしました「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行並びに行使許可条項付第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

**1. 本新株予約権付社債の概要**

(1) 払込期日	2025年11月28日
(2) 新株予約権の総数	30個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	社債：金6,500,000円（額面100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません
(4) 当該発行による潜在株式数	150,000株（新株予約権1個につき5,000株）
(5) 資金調達の額	195,000,000円
(6) 転換価額	転換価額 1,300円（固定）
(7) 募集又は割当方法（割当先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第三者割当方式
(8) 利率及び償還期日	利率：本社債には利息は付しません 償還期日：2027年11月27日
(9) その他の	① 転換価額及び対象株式数の固定 本新株予約権付社債は原則固定の転換価額・対象株式数を採用し、株式分割等の一定の事由が生じた場合に限り、所定の調整を行います。継続的な価額修正条項を備えるいわゆるMSCBとは異なります。 ② 行使条件 本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の保有者（以下、「本新株予約権付社債権者」といいます。）が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議

	<p>日（2025年11月12日）時点における当社発行済株式総数(2,286,000株)の10% (228,600株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>③ 繰上償還条項</p> <p>当社は、2025年11月28日以降、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、償還すべき日の2週間以上前に事前通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当該繰上償還日に残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円で繰上償還することが可能となります。</p> <p>④ 謙渡制限</p> <p>本新株予約権付社債の全部又は一部の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>⑤ その他</p> <p>前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>
--	--

## 2. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2025年11月28日
(2) 新株予約権の総数	3,500個 第6回新株予約権 1,500個 第7回新株予約権 2,000個
(3) 発 行 価 額	総額259,000円 (第6回新株予約権1個につき170円、第7回新株予約権1個につき2円)
(4) 当該発行による潜在株式数	350,000株（新株予約権1個につき100株） 第6回新株予約権 150,000株 第7回新株予約権 200,000株 いずれの本新株予約権についても上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額は1,300円ですが、下限行使価額においても、第6回新株予約権の潜在株式数は150,000株、第7回新株予約権の潜在株式数は200,000株です。
(5) 資 金 調 達 の 額	565,259,000円（差引手取概算額：560,259,000円） (内訳) 新株予約権発行による調達額：259,000円 新株予約権行使による調達額：565,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。
(6) 行 使 価 額	当初行使価額は、第6回新株予約権が1,500円、第7回新株予約権が1,700円です。 行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以後に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、

	<p>速やかにその旨を本新株予約権の保有者（以下、「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌々取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。</p> <p>なお、第6回新株予約権と同時に、第7回新株予約権が発行されますが、いずれかの回号に対して、当社取締役会の決議により行使価額の修正が行われた場合、直前の行使価額修正日の翌日から起算して6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。</p>
(7) 募集又は割当方法 ( 割 当 先 )	<p>マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第三者割当方式</p>
(8) そ の 他	<p>① 行使条件</p> <p>本新株予約権の行使により、本新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2025年11月12日）時点における当社発行済株式総数（2,286,000株）の10%（228,600株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>② 新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の全部又は一部の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>④ 本契約における定め</p> <p>上記のほか、割当先と当社との間で締結の本契約において、次の規定がなされます。</p> <p>&lt;本新株予約権の行使許可&gt;</p> <p>割当先は、当社が取締役会決議により本新株予約権の行使を許可（以下「本行使許可」といいます。）した場合に限り、本新株予約権を行使できます。また、当社は、いずれの回号からでも回号単位で一括して本行使許可を行うことができ、同一回号の本新株予約権について、数量を限定した部分的な本行使許可は行えません。本行使許可が実施された場合、当社は、割当先に対し、行使が可能となった旨を速やかに通知します。</p> <p>&lt;本新株予約権の取得請求&gt;</p> <p>割当先は、行使期間満了の1ヶ月前（2027年10月27日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、当該</p>

時点又は当該事由の発生時から行使期間の満了日までの間いつでも、当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求に係る本新株予約権を取得します。

⑤ その他

前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

以 上